

相続開始後の手続き内容一覧

お問い合わせ、ご相談は・・・

MM法務行政書士事務所 070-5281-1341

時間推移	葬儀・法要	届出・手続き	税金	備考・その他
相続開始 ↓	通夜・葬儀・告別式	死亡届 火葬許可申請		
	初七日	世帯主の変更 健康保険(資格喪失届) 介護保険(保険証返還) 年金受給停止 年金関係手続き		世帯主変更は夫婦のみの世帯だったら不要 場合により高額療養費の請求可能 場合により高額介護サービス費の請求可能 未支給年金受給手続きは年金事務所まで
3か月以内	四十九日	公共料金他手続き		
		葬祭費・埋葬料支給申請 ①遺言の有無確認 (遺言書の検認申立)	(2年以内)国保・後期高齢者医療制度加入者対象 家庭裁判所での検認は、1か月程度かかる 除籍謄本・改製原戸籍等の収集 (相続人の戸籍謄本も)本籍地の市町村役場まで	
4か月以内	納骨	②相続人(戸籍)調査 ③相続財産の調査 ④相続放棄等		相続人を特定する作業(遺産分割・相続税申告に必要)。他住民票・印鑑登録証明書の用意も必要 遺産分割および相続税申告のために必須 相続財産(遺産)をどうするかを判断する。特に借金等がある場合に検討
		⑤遺産分割協議 (協議に時期と期限はありません)	3か月以内。限定承認も検討する	所得税準確定申告等 4か月以内。個人事業主、不動産賃貸経営、複数箇所から給与あり、給与以外の所得ありの場合(収入が公的年金4百万以内で他の所得20万円以内のみなら不要)
10か月以内		金融機関・不動産手続き等		青色申告承認申請は故人の事業を引き継ぐ場合必要 相続人に未成年者、認知症患者等が入る時、対象財産の分割が困難な時等、別途対策必要。協議不調ならば、調停申し立ても 遺産分割協議書をもとに手続き。他相続人の署名・押印のいる手続き書類もあり、時間要する
1年以内	一周忌	遺留分侵害額請求	相続税申告	10か月以内。基礎控除(非課税枠)を超える金額を相続するとき、課税特権を利用するとき等に必要

※下欄参照

※①～⑤については、左欄の「時間推移」とは関係なく、相続開始後に早めの着手をすることが適切です。